

堀江地区まちづくりコミュニティ会議規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、堀江地区まちづくりコミュニティ会議と称し、事務所を堀江公民館内に置く。

(区域)

第2条 本会の区域は、堀江町、福角町、権現町、東大栗町及び内宮町の5町とする。

(目的)

第3条 本会は、地域住民の共属感情の醸成並びに相互扶助及び地域自治の推進を図るとともに、住民主体の生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第4条 本会は、地域住民がここに住み、生きているからこそ、こんなことができる、こんなことが味わえるといった、楽しさと喜びと安らぎに浸りながら、らしさに輝くはつらつとした人生がおくれるよう、地域住民の一体化及び松山市等の支援の下に誇り、愛着及び住み心地のよさが持てる地域づくりを行わなければならない。

2 本会は、堀江公民館及び堀江地区町区連合会との連携を密にし、堀江地区内の各種社会活動組織との協働を図りながら地域づくりを行わなければならない。

(用語)

第5条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 堀江地区 堀江町、福角町、権現町、東大栗町及び内宮町の5町区を合わせた範囲をいう。
- (2) 町区 堀江地区を構成する個々の町区域をいう。
- (3) 地域住民 堀江地区に住所を有する個人並びに堀江地区に所在地を置く各種団体、組織及び法人をいう。
- (4) 会員 地域住民のうち第3条の目的に賛同し、本会に入会するものをいう。
- (5) 団体会員 会員のうち各種団体、組織及び法人並びにそれらに所属する個人をいう。
- (6) 個人会員 会員のうち個人の資格で入会する者をいう。
- (7) 準会員 堀江地区外に住所を有する個人並びに堀江地区外に所在地を置く各種団体、組織及び法人のうち第3条の目的に賛同し、本会に入会するものをいう。

(事業)

第6条 本会は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる事項を協議し、必要な事業を行う。

- (1) 地域づくりの総合的施策に関すること。
- (2) 地域住民相互の連絡及び意見調整に関すること。
- (3) 関係機関・団体との連携・協力の機能促進に関すること。

- (4) 安全で安心な地域づくりに関すること。
 - (5) 地域・社会資源の開発、整備及び保全に関すること。
 - (6) 生涯学習の促進に関すること。
 - (7) スポーツ及びレクリエーションの振興に関すること。
 - (8) 子どもの健全育成及び保健・福祉の増進に関すること。
 - (9) 環境美化に関すること。
 - (10) 学校、家庭及び地域社会相互の協働に関すること。
 - (11) 人間尊重及び人権の啓発に関すること。
 - (12) 郷土の歴史・文化の保存及び伝承に関すること。
 - (13) その他本会の目的を達成するために必要なこと。
- 2 本会は、政治活動及び布教等の宗教活動を行わない。
(構成員)

第7条 本会は、会員及び準会員（以下「構成員」という。）をもって構成する。
(入会)

第8条 本会に入会しようとするものは、別に定めるところにより、所定の事項を記載した入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒むことはできない。
(退会等)

第9条 構成員が、次のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 構成員が、堀江地区で活動を行わなくなったとき又は死亡したとき。
- (2) 構成員から退会の申出があったとき。

2 本会は、構成員が第3条の目的に反する活動を行うなど、構成員としてふさわしくないと認めるときは、運営協議会の議決を経て、当該構成員を除名することができる。

3 本会は、運営協議会において、当該構成員に意見陳述の機会を設けなければならない。

第2章 役員等

(役員の種類別)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 部長 15名
- (5) 監事 2名

(役員を選任)

第11条 役員は、総会において、代議員から推薦のあった会員の中から選任する。

2 監事は、他の役員を兼ねることはできない。
(相談役)

第12条 本会に相談役を若干名置くことができる。

2 相談役は、役員会の承認を経て、構成員の中から会長が指名する。

3 相談役は、役員を兼ねることはできない。

(事務局)

第13条 本会に事務局長補佐及び事務員を置くことができる。

2 事務局長補佐及び事務員は、役員会の承認を経て、会長が指名する。

(役員等の任務)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その任務を代行する。

3 事務局長は、本会の運営に関する事務、及び、活動に伴う経理に関する事務を掌理するとともに、会長と協議の上、構成員や関係機関・団体との連絡調整を行う。

4 部長は、当該部会を総括し、事業の企画・運営を行う。また、部会の事業を運営協議会及び役員会に報告するとともに、各種施策を建議する。

5 監事は、次の業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査する。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の仕事執行の状況を監査する。

(3) 会計及び資産の状況又は仕事の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告する

(4) 前号の報告をする必要があると認めるときは、総会の招集を請求する。

6 相談役は、会長の諮問に応じて、本会の運営や活動上の諸問題に関し、意見を述べる。

7 事務局長補佐及び事務員は、本会の運営に関する諸仕事を補助する。

第15条 役員等の報酬等は、別表第1に掲げる額を支払うものとする。

(役員等及び監査委員の任期)

第16条 役員の仕事は、2年とし、再任を妨げない。

2 相談役の仕事は、2年とし、再任を妨げない。

3 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任満了後においても、後任者が就任するまでは、その仕事及び業務を行うものとする。

第3章 会議

(会議の種類及び構成)

第17条 本会に、次の会議（協議機関）を置く。

(1) 総会

- (2) 運営協議会
- (3) 役員会
- (4) 部会

2 総会は、次に掲げる代議員をもって構成する。

- (1) 別表第2に掲げる運営協議会委員
- (2) 各団体会員代表者
- (3) 単位区又は町内会の代表者（会長）および副代表（副会長）各1名
- (4) 事業実践部部員

3 運営協議会は、別表第2に掲げる運営協議会委員をもって構成する。ただし、個人会員の運営協議会委員は、個人会員の人数が、20名に満たない場合は1名を、20名以上の場合は、10名につき1名を互選により、選任するものとする。（端数切捨て）

4 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

5 部会は、事業実践部の部員をもって構成する。

（招集）

第18条 総会は、本会の最高議決機関であり、定期総会は、毎年1回開催し、毎年度終了後1カ月半以内に会長が招集する。

2 臨時総会は、次に掲げるときに、その日から20日以内に会長が招集する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 運営協議会において総会開催の議決があったとき。
- (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき。

3 会長は、総会を招集するときは会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示し、開会の7日前までに文書をもって代議員に通知するとともに、地域住民に対しても周知する。

4 運営協議会及び役員会は、必要に応じ、会長が招集する。

5 部会は、各部長が招集する。

（附議事項）

第19条 総会は、次の事項を審議議決する。

- (1) 地域づくりに関する長期計画の承認
- (2) 事業計画及び予算の認定
- (3) 事業報告及び決算の承認
- (4) 資産の管理報告の承認
- (5) 納入金、会費及び報酬の改定の承認
- (6) 規約の制定及び改廃の認定
- (7) 役員及び運営協議会委員の選出及び承認
- (8) その他本会の運営に関する重要事項の承認

2 運営協議会は、次の事項を審議議決する。

- (1) 総会に附議すべき事項

- (2) 地域づくりに関する長期計画に基づく具体的な方策
- (3) 総会によって審議を依頼された事項
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) 総会に代わって議決の必要な事項
- (6) 本規約施行についての細則に関する事項
- (7) 会員の除名に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事務

3 役員会は、次の事項を審議議決する。

- (1) 運営協議会によって審議を依頼された事項
- (2) 運営協議会に代わって議決の必要な事項
- (3) 相談役、事務局長補佐及び事務員の選任に関する承認事項
- (4) 交際費の支出に関する承認事項
- (5) その他総会及び運営協議会の議決を要しない会務の執行に関する事務

4 部会は、次の事項を審議議決する。

- (1) 運営協議会及び役員会に附議すべき事項
- (2) 運営協議会及び役員会から審議を依頼された事項
- (3) 部会に付託された事項の実施に関する事柄
- (4) その他総会、運営協議会及び役員会の議決を要しない業務の遂行に関する事務
(投票権)

第20条 各会議の委員等は、それぞれの会議において一人一個の投票権を有する。

2 各種団体・組織等を代表して各会議の委員等となる者は、当該各種団体・組織等所属員を指名して、委員等を代理させることができる。

3 各種団体・組織等を代表して各会議の委員等となる者は、当該各種団体・組織等所属員の合意に基づき、投票権を行使しなければならない。

(定足数)

第21条 各会議は、委員等の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない事情で出席できない者は、委任状の提出により出席者の数に算入することができる。

(議長)

第22条 総会の議長は、代議員の中から選出し、運営協議会及び役員会は会長が、部会は部会長が議長となる。

(議決)

第23条 各会議における議決は、本規約に定めるもののほか、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び開催場所
- (2) 代議員数及び出席代議員数（代理及び委任状提出者を含む）

- (3) 議事録署名人指名（選出）に関する事項
 - (4) 開催目的，審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の審議の経過の概要及びその結果
- 2 議事録には，議長及びその会議において指名（選出）された議事録署名人が署名，押印しなければならない。
- （総会及び議事録の公開）

第25条 地域住民は，総会を傍聴することができる。

- 2 地域住民が総会の議事録の閲覧を請求したときは，これを閲覧させなければならない。
- （各会議の委員等の任期）

第26条 各会議の委員等（役員を除く）の任期は1年とし，再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された委員等の任期及び後任者が就任するまでの任務は，第16条の第3項及び第4項に準じる。

第4章 実践組織

（事業実践部）

第27条 本会に，次の事業実践部を置き，関係機関・団体と連携・協力しながら事業計画の推進と活動の充実を図る。

- (1) 生活安全部
 - (2) 地域開発・整備部
 - (3) 地域福祉部
 - (4) 青少年育成部
 - (5) 民俗行事部
 - (6) 地産振興部
 - (7) スポーツ・健康部
 - (8) 情報・啓発部
 - (9) 生涯学習推進部
 - (10) 学社融合推進部
 - (11) 青少年教育推進部
 - (12) 家族文化推進部
 - (13) 人権教育推進部
 - (14) 図書活動推進部
 - (15) 防災部
- 2 前項第7号から第14号の事業実践部が行う活動は，堀江公民館と連携・協力のもと，地域住民が一体となつて行えるように努めるものとする。
- 3 各部は，男女を含む地域住民の有志10名程度で構成する。
- （事業実践部の役割）

第28条 事業実践部の役割は、主として、次に掲げる事項の企画、実践及び啓発とする。

(1) 生活安全部

交通安全、防犯及び安全対策教室等安全で安心な地域づくりに関すること。

(2) 地域開発・整備部

自然及び史跡等地域資源の保持活用並びに公共施設等社会資源の開発、整備及び保全など、ふるさとに誇りと愛着の持てる環境づくりに関すること。

(3) 地域福祉部

子どもの保護並びに高齢者及び身体障がい者等社会的弱者に対する地域介護・援護等社会的・地域的福祉の増進に関すること。

(4) 青少年育成部

自然・生活・社会における体験活動、スポーツ活動、まつやま子どもの日の行事、非行対策及び子育て支援等子どもの健やかな成長に関すること。

(5) 民俗行事部

地方祭、地域の寺社祭り、節句及び郷土芸能等民俗的・地域的な生活・伝承文化に関すること。

(6) 地産振興部

堀江地区ならではの産物及び郷土料理の創出、地産地消の推進、休耕田畑の活用並びに海の駅での販売事業等地域の産業振興や高齢者、地域住民の生きがいつくりに関すること。

(7) スポーツ・健康部

町民体育大会、各種のスポーツ活動及び自然探訪・散策等社会体育行事並びに健康教室等スポーツの普及振興及び健康づくりに関すること。

(8) 情報・啓発部

広報紙等の発行、標語やポスターづくり及び防災・防犯速報等住民に向けた地域情報の発信並びに地域づくりに関する情報の収集及び協力体制づくり等情報及び啓発に関すること。

(9) 生涯学習推進部

定期講座、講演会、文芸会及び料理実習等歴史文化学習や生活文化学習を通じた地域住民の教養、実生活の向上及び情操の純化に関すること。

(10) 学社融合推進部

収穫祭 in ほりえ、職場体験及び人材の相互支援等学校と家庭と地域社会の結びつきによる活動に関すること。

(11) 青少年教育推進部

子どもの心の居場所や生きがいつくり、子どもとの接し方・大人の生活態度改善及び地区子ども会議等子どもの健全育成に関すること。

(12) 家族文化推進部

家族の食卓文化や風呂文化、民俗行事における集い及び家族・親子共同活動等家族文化・家族愛に関すること。

(13) 人権教育推進部

人間の生き様，迷信と偏見，いわれ無い差別，いじめ問題及び男女共同参画等人間尊重や人権文化の創造に関すること。

(14) 図書活動推進部

地域住民に向けた図書・資料の整備・充実，新刊図書の紹介，図書の貸し出し及び読みかせ等図書への関心や読書意欲の向上に関すること。

(15) 防災部

防災訓練、防災意識の高揚、普及、啓発及び自主防災組織の機能化に関すること。

2 事業の運営や実施に当たっては、堀江地区内の関係機関・団体等との連携を図りながら地域住民が多数参加できるように努める。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める資産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 松山市等からの交付金等
- (4) 堀江地区の町区又は町内会からの納入金
- (5) 会員から徴収する会費
- (6) 寄附金
- (7) その他の収入

(納入金及び会費)

第30条 本会への納入金及び会費は、別表第3に掲げる額を収めるものとする。

(資産の管理及び帳簿の整備)

第31条 本会の資産は、会長が管理し、地域住民が資産に関する帳簿の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第33条 本会の収支予算は、会計年度内におけるすべての収入及び支出の予定を計上し、総会の議決により定める。

2 本会の収支決算は、毎会計年度終了後1カ月半以内にその年度末の資産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第34条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(規約の変更)

第35条 本規約は、総会において代議員の4分の3以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第36条 本会が、総会の議決に基づいて解散する場合は、代議員の4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第37条 本会の解散のときに有する残余財産処分方法は、総会において代議員の4分の3以上の議決を得て決定する。

第7章 雑則

(書類及び帳簿の備付け)

第38条 本会の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 規約及び細則
- (2) 役員、相談役、構成員及び各会議委員の名簿
- (3) 資産目録等財産の状況を示す書類
- (4) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (5) 総会、運営協議会及び役員会の議事に関する書類
- (6) その他必要な書類及び帳簿

(個人情報の保護)

第39条 本会は、活動を通して得た個人情報の保護に努めるものとする。

(細則)

第40条 本規約施行についての細則は、運営協議会の議決を経て別に定める。

附 則

本規約は、平成18年6月24日から施行する。ただし、別表第1のうち役員等報酬、別表第3のうち納入金については、平成19年度から適用するものとする。

附 則

本規約は、平成19年4月28日から施行する。

附 則

本規約は、平成21年4月25日から施行する。

附 則

本規約は、平成25年5月12日から施行する。

附 則

本規約は、平成26年5月11日から施行する。

附 則

本規約は、平成 27 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

本規約は、平成 28 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

本規約は、平成 29 年 5 月 14 日から施行する。

附 則

本規約は、平成 30 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

本規約は、平成 30 年 5 月 14 日から施行する。

附 則

本規約は、令和 2 年 5 月 16 日から施行する。

別表第1（第15条関係）

（役員等の報酬等）

役員等の報酬は、以下のとおりとする。ただし、役員等を兼務する場合の報酬は、多額の方を充てる。また、就任期間が1年に満たない場合は報酬の12分の1に就任月数を乗じた額とし、100円未満を切り捨てる。

役員等	金額
会長	50,000円（年額）
副会長	20,000円（年額）
事務局長	40,000円（年額）
部長	20,000円（年額）
上記以外の運営協議会委員	2,000円（年額）
監事	10,000円（年額）
相談役	10,000円（年額）
事務局長補佐及び事務員	松山市の補助単価(時給)に準ずる。

別表第2（第17条関係）

（運営協議会委員）

運営協議会委員は以下のとおりとする。

- 1 役員（監事を除く）
- 2 町区長
- 3 堀江公民館長
- 4 堀江地区広報会会長
- 5 堀江地区高齢クラブ連合会会長
- 6 堀江地区社会福祉協議会会長
- 7 堀江地区自主防災連合会会長
- 8 正八幡神社総総代長
- 9 松山西交通安全協会堀江支部長
- 10 松山市消防団堀江分団長
- 11 教育会堀江支部長
- 12 堀江小学校長
- 13 内宮中学校長
- 14 堀江小学校 PTA 会長
- 15 内宮中学校 PTA 会長
- 16 堀江公民館館長補佐
- 17 堀江公民館スポーツ協会会長
- 18 ほりえみらいくらぶ会長
- 19 ふるさとを愛する風の会会長
- 20 堀江地区民生児童委員協議会会長
- 21 堀江地区防犯パトロール隊長
- 22 個人会員 規定人数
- 23 有識者 若干名（総会で承認された者）

別表第3（第30条関係）

（納入金及び会費）

納入金及び会費は、それぞれ以下のとおりとする。ただし納入金の算定基礎となる世帯数は、毎年4月1日時点を基準とし、会費は、入会時（次年度以降は4月）に年額を支払うこととする。退会による返金は認めない。

種 別	対 象	金 額（年額）
納入金	町区又は町内会	それぞれ1世帯あたり、500円
会 費	個人会員	1,200円
	団体会員	1,000円 ただし、構成員の過半が町区又は町内会・単位区の所属員の場合は免除
	準会員	1,000円